

東京都公報

発行
東京都

目次

110

規程（水）

- 東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（二件）……………三
- 東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（水）

●東京都水道局管理規程第二十七号

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十八号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十七条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条第一項及び第二項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第三十二条第二項本文中「六月」を「一年」に改め、同項ただし書中「六月」を「一年」に、「百八十日」を「三百六十五日」に改める。

第三十二条の二第二項中「介護時間取得の初日から連続する三年の期間内において」を「必要と認められる期間について」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 介護時間の申請は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初の介護時間取得する日から起算して三年を経過する日までの期間（以下「当初取得期間」という。）に係るものにあつては当該申請に係る介護時間取得の初日の前日までに、当初取得期間経過後の一会計年度ごとの期間に係るものにあつては当該申請に

係る介護時間取得の初日の一年前から同日の前日までの間に、それぞれ別記第四号様式（二）により行うものとする。

別記第四号様式中「（五）」を「（一）」に改める。

附 則

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十七条に規定する健康管理休暇、改正後の規程第三十二条に規定する介護休暇及び改正後の規程第三十二条の二に規定する介護時間の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第二十九号

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第一号中「更新」の下に「（以下「任期の更新」という。）」を加える。

（病気休暇）

第十二条の二 所属長は、職員が疾病又は負傷（局長が別に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があるがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 病気休暇については、勤務時間規程第十八条（第一項を除く。）の規定を準用する。

3 東京都のいずれかの職にあつた者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

第十三条第一項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十四条後段を削る。

第二十六条中「三年の期間内」を「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあつて介護時間を取得した初日から連続する三年の）」を「必要と認められる期間（在職する）」に改める。

第三十条中「第十五条」を「第十二条の二、第十五条」に改める。

第三十一条中「東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程第五条第二項に規定する」を削る。

第三十三条中「第十条」の下に「第十二条の二」を加える。

附 則

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十二条の二に規定する病気休暇、改正後の規程第二十条に規定する健康管理休暇、改正後の規程第二十四条に規定する介護休暇及び改正後の規程第二十六条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。

3 この規程の施行の日前における傷病を原因とする欠勤（東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程（令和七年東京都水道局管理規程第二十七号）による改正前の東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平

成二十七年東京都水道局管理規程第三号）別表の傷病欠勤をいう。）は、改正後の規程第十二条の二の規定により承認された病気休暇とみなす。

●東京都水道局管理規程第三十号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び寒冷地手当」に改める。

第三十八条中「六千百円」を「六千三百円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第七条、第八条の三関係）

イ 水道局給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,400	251,600	272,700	325,100	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	327,100	542,400
	3	198,300	253,800	275,300	329,100	551,900
	4	199,300	254,900	276,600	331,000	561,400
	5	200,300	256,000	278,000	332,900	
	6	201,400	257,100	279,300	334,800	
	7	202,600	258,200	280,600	336,900	
	8	203,800	259,300	281,900	338,900	
	9	205,000	260,400	283,300	340,800	
	10	206,200	261,500	284,600	342,800	
	11	207,400	262,600	286,000	344,800	
	12	208,800	263,800	287,500	346,800	
	13	210,200	265,000	289,000	348,800	
	14	211,600	266,200	290,600	350,900	
	15	213,100	267,300	292,200	353,000	
	16	214,600	268,600	293,800	355,000	
	17	216,200	270,000	295,500	357,100	
	18	218,500	271,300	297,400	359,200	
	19	220,800	272,400	299,200	361,400	
	20	223,200	273,700	301,100	363,600	
	21	225,600	275,100	302,900	365,800	
	22	227,600	276,400	304,800	368,300	
	23	229,600	277,600	306,700	370,800	
	24	231,600	278,900	308,500	373,300	
	25	233,600	280,300	310,300	375,800	
	26	235,700	281,800	312,200	378,300	
	27	237,800	283,200	314,100	380,800	
	28	239,900	284,600	315,900	383,600	
	29	242,000	286,100	317,700	386,300	
	30	243,200	288,000	319,600	389,300	
	31	244,500	289,800	321,500	392,200	
	32	245,800	291,700	323,300	395,100	
	33	247,300	293,500	325,100	398,100	
	34	248,300	295,000	326,900	400,900	
	35	249,300	296,500	328,900	403,600	
	36	250,300	297,900	330,800	406,300	
	37	251,300	299,100	332,600	408,800	
	38	252,200	300,300	334,500	411,300	
	39	253,200	301,500	336,300	413,600	
	40	254,200	302,800	338,200	416,000	

41	255,200	304,100	340,100	418,400
42	256,100	305,400	341,900	420,700
43	257,100	306,600	343,800	423,000
44	258,100	307,700	345,700	425,300
45	259,100	308,900	347,600	427,700
46	260,000	310,100	349,500	430,000
47	261,000	311,300	351,400	432,200
48	262,000	312,500	353,300	434,400
49	263,000	313,600	355,300	436,700
50	264,000	314,700	357,700	438,900
51	265,000	315,800	360,100	441,000
52	265,900	317,000	362,500	443,100
53	266,800	318,200	364,900	445,000
54	267,700	319,300	367,100	446,800
55	268,600	320,400	369,100	448,700
56	269,600	321,500	371,100	450,500
57	270,600	322,700	373,000	452,200
58	271,500	323,800	374,800	453,900
59	272,400	324,900	376,600	455,500
60	273,400	326,000	378,300	457,200
61	274,400	327,100	380,100	458,900
62	275,300	328,200	381,900	460,300
63	276,200	329,300	383,700	461,300
64	277,100	330,400	385,400	462,100
65	278,100	331,500	387,000	462,900
66	279,000	332,500	388,600	463,700
67	279,900	333,600	390,100	464,400
68	280,800	334,700	391,400	465,100
69	281,700	335,800	392,700	465,800
70	282,600	336,900	393,500	466,500
71	283,500	338,000	394,300	467,200
72	284,400	339,000	395,000	467,900
73	285,300	340,100	395,700	468,600
74	286,200	341,000	396,300	469,300
75	287,100	342,000	396,900	470,000
76	288,000	343,000	397,500	470,600
77	288,900	344,000	398,200	471,200
78	289,800	344,900	398,800	471,900
79	290,700	345,700	399,400	472,500
80	291,600	346,400	400,000	473,100
81	292,500	347,100	400,500	473,700
82	293,300	347,700	401,100	474,300
83	294,200	348,300	401,700	474,900
84	295,100	348,900	402,200	475,500

85	296,000	349,400	402,700	476,100
86	296,800	350,000	403,200	476,700
87	297,700	350,500	403,700	477,300
88	298,500	351,000	404,300	477,800
89	299,400	351,500	404,900	478,300
90	300,200	352,100	405,500	478,900
91	301,100	352,600	406,100	479,400
92	302,000	353,000	406,600	479,900
93	302,800	353,500	407,100	480,400
94	303,600	354,000	407,700	480,900
95	304,500	354,500	408,200	481,400
96	305,300	355,000	408,700	481,900
97	306,200	355,400	409,200	482,300
98	307,000	355,900	409,700	
99	307,900	356,300	410,200	
100	308,700	356,800	410,700	
101	309,600	357,300	411,200	
102	310,500	357,700	411,700	
103	311,300	358,200	412,200	
104	312,100	358,700	412,700	
105	312,900	359,100	413,100	
106	313,600	359,500	413,600	
107	314,300	359,900	414,100	
108	315,100	360,300	414,500	
109	315,700	360,700	414,900	
110	316,300	361,100	415,400	
111	316,800	361,500	415,900	
112	317,300	361,900	416,300	
113	317,800	362,300	416,700	
114	318,200	362,700	417,200	
115	318,700	363,100	417,700	
116	319,200	363,500	418,100	
117	319,600	363,900	418,500	
118	320,000	364,300	419,000	
119	320,300	364,700	419,400	
120	320,600	365,100	419,800	
121	320,900	365,500	420,200	
122	321,300	365,800	420,700	
123	321,600	366,200	421,100	
124	321,900	366,600	421,500	
125	322,200	367,000	421,900	
126	322,600	367,300	422,400	
127	322,900	367,700	422,800	
128	323,200	368,100	423,200	

	129	323,500	368,500	423,600		
	130	323,900		424,100		
	131	324,200		424,500		
	132	324,500		424,900		
	133	324,800		425,300		
	134	325,200		425,700		
	135	325,500		426,100		
	136	325,800		426,500		
	137	326,100		426,900		
	138	326,400		427,300		
	139	326,800		427,700		
	140	327,100		428,100		
	141	327,400		428,500		
	142	327,700				
	143	328,000				
	144	328,300				
	145	328,600				
	146	328,900				
	147	329,200				
	148	329,500				
	149	329,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考

- 1 この表は、事務及び技術の職務に従事する職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、第11条第1項第2号の規定に基づき、水道局初任給基準表（別表第3）の職種及び試験（選考）欄の「Ⅱ類」の区分の適用を受ける者の給料月額は、別に定めるものを除き、この表の額にかかわらず、213,800円とする。

ロ 水道局給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	188,000	259,200	289,800
	2	188,500	260,400	291,000
	3	189,000	261,600	292,500
	4	189,500	262,900	294,000
	5	190,000	264,100	295,500
	6	190,500	265,300	297,000
	7	191,000	266,500	298,600
	8	191,600	267,700	300,200
	9	192,200	268,900	301,700
	10	192,700	270,100	303,300
	11	193,400	271,300	304,900
	12	194,000	272,500	306,600
	13	194,600	273,700	308,200
	14	195,300	274,900	309,800
	15	196,100	276,100	311,400
	16	196,900	277,300	312,900
	17	197,700	278,500	314,400
	18	198,800	279,700	316,000
	19	199,900	280,900	317,600
	20	201,100	282,100	319,200
	21	202,500	283,300	320,700
	22	203,800	284,500	322,200
	23	205,100	285,700	323,700
	24	206,400	286,900	325,300
	25	207,700	288,100	326,800
	26	209,100	289,300	328,200
	27	210,600	290,500	329,600
	28	212,100	291,700	331,000
	29	213,700	292,900	332,400
	30	215,200	294,000	333,800
	31	216,700	295,200	335,200
	32	218,300	296,400	336,600
	33	219,900	297,600	338,000
	34	221,500	298,800	339,400
	35	223,100	300,000	340,700
	36	224,800	301,200	341,900

37	226,400	302,400	343,100
38	228,000	303,600	344,300
39	229,600	304,800	345,400
40	231,300	306,000	346,500
41	232,800	307,100	347,600
42	233,900	308,200	348,600
43	234,900	309,300	349,500
44	235,900	310,300	350,400
45	236,900	311,200	351,300
46	237,800	312,100	352,100
47	238,600	313,000	352,900
48	239,400	313,900	353,700
49	240,200	314,800	354,500
50	240,900	315,600	355,200
51	241,600	316,400	355,900
52	242,300	317,200	356,600
53	243,100	318,000	357,200
54	243,900	318,800	357,800
55	244,700	319,600	358,400
56	245,500	320,300	358,900
57	246,400	321,000	359,300
58	247,200	321,600	359,700
59	247,900	322,300	360,100
60	248,600	323,000	360,500
61	249,300	323,700	360,800
62	250,000	324,300	361,100
63	250,700	324,900	361,400
64	251,400	325,500	361,700
65	252,100	326,100	362,000
66	252,800	326,600	362,300
67	253,500	327,100	362,600
68	254,200	327,600	362,900
69	254,900	328,100	363,200
70	255,600	328,500	363,500
71	256,300	328,900	363,800
72	257,000	329,400	364,000
73	257,700	329,800	364,300
74	258,400	330,300	364,600
75	259,100	330,700	364,900
76	259,800	331,000	365,200
77	260,500	331,300	365,500
78	261,200	331,600	365,800
79	261,900	331,900	366,000
80	262,600	332,200	366,300

81	263, 300	332, 500	366, 600
82	264, 100	332, 800	366, 900
83	264, 800	333, 100	367, 200
84	265, 500	333, 400	367, 500
85	266, 300	333, 700	367, 800
86	267, 100	334, 000	368, 000
87	267, 900	334, 300	368, 300
88	268, 600	334, 600	368, 600
89	269, 400	334, 800	368, 900
90	270, 200	335, 100	369, 200
91	270, 900	335, 400	369, 500
92	271, 700	335, 700	369, 800
93	272, 500	336, 000	370, 100
94	273, 300	336, 300	370, 400
95	274, 100	336, 600	370, 700
96	274, 900	336, 800	371, 000
97	275, 700	337, 100	371, 300
98	276, 400	337, 400	371, 500
99	277, 100	337, 700	371, 800
100	277, 800	338, 000	372, 100
101	278, 500	338, 200	372, 400
102	279, 300	338, 500	372, 700
103	280, 100	338, 800	373, 000
104	280, 900	339, 100	373, 300
105	281, 700	339, 400	373, 500
106	282, 500	339, 700	373, 800
107	283, 300	340, 000	374, 100
108	284, 100	340, 200	374, 400
109	284, 900	340, 500	374, 700
110	285, 600	340, 800	375, 000
111	286, 300	341, 100	375, 300
112	287, 000	341, 400	375, 600
113	287, 700	341, 700	375, 800
114	288, 300	342, 000	376, 100
115	288, 900	342, 300	376, 400
116	289, 500	342, 600	376, 700
117	290, 100	342, 900	377, 000
118	290, 600	343, 200	377, 300
119	291, 000	343, 500	377, 600
120	291, 400	343, 800	377, 900
121	291, 800	344, 100	378, 200
122	292, 100	344, 400	378, 500
123	292, 400	344, 700	378, 700
124	292, 700	345, 000	379, 000

125	293, 000	345, 300	379, 300
126	293, 300	345, 600	379, 600
127	293, 600	345, 900	379, 900
128	293, 900	346, 200	380, 200
129	294, 200	346, 500	380, 500
130	294, 500	346, 800	380, 800
131	294, 800	347, 100	381, 100
132	295, 000	347, 400	381, 400
133	295, 300	347, 700	381, 700
134	295, 600	348, 000	382, 000
135	295, 900	348, 300	382, 300
136	296, 200	348, 600	382, 600
137	296, 500	348, 900	382, 900
138	296, 800	349, 200	383, 200
139	297, 000	349, 500	383, 500
140	297, 300	349, 800	383, 800
141	297, 600	350, 100	384, 100
142	297, 900	350, 400	384, 400
143	298, 200	350, 700	384, 700
144	298, 500	351, 000	385, 000
145	298, 800	351, 300	385, 300
146	299, 000	351, 600	385, 600
147	299, 300	351, 900	385, 900
148	299, 600	352, 200	386, 200
149	299, 900	352, 500	386, 500
150	300, 200	352, 800	386, 800
151	300, 500	353, 100	387, 100
152	300, 800	353, 400	387, 400
153	301, 100	353, 700	387, 700
154	301, 300	354, 000	388, 000
155	301, 600	354, 300	388, 300
156	301, 900	354, 600	388, 600
157	302, 200	354, 900	388, 900
158	302, 500	355, 200	389, 200
159	302, 800	355, 500	389, 500
160	303, 100	355, 800	389, 800
161	303, 400	356, 100	390, 100
162	303, 700	356, 400	390, 400
163	304, 000	356, 700	390, 700
164	304, 200	357, 000	391, 000
165	304, 500	357, 300	391, 300
166	304, 800	357, 600	391, 600
167	305, 100	357, 900	391, 900
168	305, 400	358, 200	392, 200
169	305, 700	358, 500	392, 500

170	306,000	358,800	392,800
171	306,300	359,100	393,100
172	306,600	359,400	393,400
173	306,900	359,700	393,700
174	307,200	360,000	394,000
175	307,500	360,300	394,300
176	307,800	360,600	394,600
177	308,100	360,900	394,900
178	308,400	361,200	395,200
179	308,700	361,500	395,500
180	309,000	361,800	395,800
181	309,300	362,100	396,100
182	309,600	362,400	396,400
183	309,900	362,700	396,700
184	310,200	363,000	397,000
185	310,500	363,300	397,300
186	310,800	363,600	397,600
187	311,100	363,900	397,900
188	311,400	364,200	398,200
189	311,700	364,500	398,500
190	312,000	364,800	398,800
191	312,300	365,100	399,100
192	312,600	365,400	399,400
193	312,900	365,700	399,700
194	313,200	366,000	
195	313,500	366,300	
196	313,800	366,600	
197	314,100	366,900	
198	314,400	367,200	
199	314,700	367,500	
200	315,000	367,800	
201	315,300	368,100	
202	315,600	368,400	
203	315,900	368,700	
204	316,200	369,000	
205	316,500	369,300	
206	316,800	369,600	
207	317,100	369,900	
208	317,400	370,200	
209	317,700	370,500	
210	318,000	370,800	
211	318,300	371,100	
212	318,600	371,400	
213	318,900	371,700	
214	319,200	372,000	

215	319, 500	372, 300
216	319, 800	372, 600
217	320, 100	372, 900
218	320, 400	373, 200
219	320, 700	373, 500
220	321, 000	373, 800
221	321, 300	374, 100
222	321, 600	374, 400
223	321, 900	374, 700
224	322, 200	375, 000
225	322, 500	375, 300
226	322, 800	
227	323, 100	
228	323, 400	
229	323, 700	
230	324, 000	
231	324, 300	
232	324, 600	
233	324, 900	
234	325, 200	
235	325, 500	
236	325, 800	
237	326, 100	
238	326, 400	
239	326, 700	
240	327, 000	
241	327, 300	
242	327, 600	
243	327, 900	
244	328, 200	
245	328, 500	
246	328, 800	
247	329, 100	
248	329, 400	
249	329, 700	
250	330, 000	
251	330, 300	
252	330, 600	
253	330, 900	
254	331, 200	
255	331, 500	
256	331, 800	
257	332, 100	
258	332, 400	
259	332, 700	

	260	333,000		
	261	333,300		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		219,300	234,400	255,600

備考 この表は、技能及び業務の職務に従事する職員に適用する。

ハ 水道局給料表(三)

号給	給料月額
	円
1	397,700
2	448,200
3	501,600
4	571,900
5	649,300
6	738,800
7	811,000

備考 この表は、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）第2条第1項の規定により採用された職員に適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第三十八条の規定を除く。）は、令和七年四月一日から適用する。

3 改正後の規程第三十八条の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

（令和七年四月一日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整）

4 令和七年四月一日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、この規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整）

5 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて令和七年四月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

7 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

●東京都水道局管理規程第三十一号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都水道局長 山 口 真

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第三十三条の五第四項を次のように改める。

4 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。この場合において、第一号又は第二号に掲げる職員のうち、第三号又は第四号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号又は第四号に掲げる額の合計額とする。

一 条例第四条の三第一号に掲げる職員のうち、満二十七歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、月額三万円以上の家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもの 三万円

二 条例第四条の三第一号に掲げる職員のうち、前号に掲げるもの以外のもの 一万五千元

三 条例第四条の三第二号に掲げる職員のうち、満二十七歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、月額三万円以上の家賃を支払っているもの 一万五千元

四 条例第四条の三第二号に掲げる職員のうち、前号に掲げるもの以外のもの 七千五百円

第三十三条の六に次の二項を加える。

2 前項の規定は、職員が前条第四項に規定する職員の区分に係る要件を具備するに至

つた場合及び当該要件を欠くに至つた場合について準用する。

3 前二項の規定にかかわらず、条例第四条の三の職員たる要件に係る事実及び前項の場合に係る事実を認定することができる場合として局長が定める場合には、前二項の規定による届出を要しない。

第三十三条の七第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、「届出に係る」を削り、「具備しているかどうかを認定しなければならない」を「具備すると認めたときは、その者に住居手当を支給し、又は手当額の変更を行わなければならない。前条第三項に規定する局長が定める場合についても、同様とする」に改める。

第三十三条の八中「欠くに至つた日」の下に「(局長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で局長が定める日)」を加え、「終る」を「終わる」に改め、同条ただし書中「第三十三条の六」を「第三十三条の六第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第三十八条の二第一項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、第十一号及び第十二号を削り、同条第二項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、第十一号及び第十二号を削る。

第三十九条の二第二項中「第三十三条の六」を「第三十三条の六第一項」に改める。別表第一イを次のように改める。

別表第一（第七条、第八条の三関係）
イ 水道局給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,400	251,600	272,700	408,800	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	411,300	542,400
	3	198,300	253,800	275,300	413,600	551,900
	4	199,300	254,900	276,600	416,000	561,400
	5	200,300	256,000	278,000	418,400	
	6	201,400	257,100	279,300	420,700	
	7	202,600	258,200	280,600	423,000	
	8	203,800	259,300	281,900	425,300	
	9	205,000	260,400	283,300	427,700	
	10	206,200	261,500	284,600	430,000	
	11	207,400	262,600	286,000	432,200	
	12	208,800	263,800	287,500	434,400	
	13	210,200	265,000	289,000	436,700	
	14	211,600	266,200	290,600	438,900	
	15	213,100	267,300	292,200	441,000	
	16	214,600	268,600	293,800	443,100	
	17	216,200	270,000	295,500	445,000	
	18	218,500	271,300	297,400	446,800	
	19	220,800	272,400	299,200	448,700	
	20	223,200	273,700	301,100	450,500	
	21	225,600	275,100	302,900	452,200	
	22	227,600	276,400	304,800	453,900	
	23	229,600	277,600	306,700	455,500	
	24	231,600	278,900	308,500	457,200	
	25	233,600	280,300	310,300	458,900	
	26	235,700	281,800	312,200	460,300	
	27	237,800	283,200	314,100	461,300	
	28	239,900	284,600	315,900	462,100	
	29	242,000	286,100	317,700	462,900	
	30	243,200	288,000	319,600	463,700	
	31	244,500	289,800	321,500	464,400	
	32	245,800	291,700	323,300	465,100	
	33	247,300	293,500	325,100	465,800	
	34	248,300	295,000	326,900	466,500	
	35	249,300	296,500	328,900	467,200	
	36	250,300	297,900	330,800	467,900	
	37	251,300	299,100	332,600	468,600	
	38	252,200	300,300	334,500	469,300	
	39	253,200	301,500	336,300	470,000	
	40	254,200	302,800	338,200	470,600	

41	255, 200	304, 100	340, 100	471, 200
42	256, 100	305, 400	341, 900	471, 900
43	257, 100	306, 600	343, 800	472, 500
44	258, 100	307, 700	345, 700	473, 100
45	259, 100	308, 900	347, 600	473, 700
46	260, 000	310, 100	349, 500	474, 300
47	261, 000	311, 300	351, 400	474, 900
48	262, 000	312, 500	353, 300	475, 500
49	263, 000	313, 600	355, 300	476, 100
50	264, 000	314, 700	357, 700	476, 700
51	265, 000	315, 800	360, 100	477, 300
52	265, 900	317, 000	362, 500	477, 800
53	266, 800	318, 200	364, 900	478, 300
54	267, 700	319, 300	367, 100	478, 900
55	268, 600	320, 400	369, 100	479, 400
56	269, 600	321, 500	371, 100	479, 900
57	270, 600	322, 700	373, 000	480, 400
58	271, 500	323, 800	374, 800	480, 900
59	272, 400	324, 900	376, 600	481, 400
60	273, 400	326, 000	378, 300	481, 900
61	274, 400	327, 100	380, 100	482, 300
62	275, 300	328, 200	381, 900	
63	276, 200	329, 300	383, 700	
64	277, 100	330, 400	385, 400	
65	278, 100	331, 500	387, 000	
66	279, 000	332, 500	388, 600	
67	279, 900	333, 600	390, 100	
68	280, 800	334, 700	391, 400	
69	281, 700	335, 800	392, 700	
70	282, 600	336, 900	393, 500	
71	283, 500	338, 000	394, 300	
72	284, 400	339, 000	395, 000	
73	285, 300	340, 100	395, 700	
74	286, 200	341, 000	396, 300	
75	287, 100	342, 000	396, 900	
76	288, 000	343, 000	397, 500	
77	288, 900	344, 000	398, 200	
78	289, 800	344, 900	398, 800	
79	290, 700	345, 700	399, 400	
80	291, 600	346, 400	400, 000	
81	292, 500	347, 100	400, 500	
82	293, 300	347, 700	401, 100	
83	294, 200	348, 300	401, 700	
84	295, 100	348, 900	402, 200	

85	296,000	349,400	402,700
86	296,800	350,000	403,200
87	297,700	350,500	403,700
88	298,500	351,000	404,300
89	299,400	351,500	404,900
90	300,200	352,100	405,500
91	301,100	352,600	406,100
92	302,000	353,000	406,600
93	302,800	353,500	407,100
94	303,600	354,000	407,700
95	304,500	354,500	408,200
96	305,300	355,000	408,700
97	306,200	355,400	409,200
98	307,000	355,900	409,700
99	307,900	356,300	410,200
100	308,700	356,800	410,700
101	309,600	357,300	411,200
102	310,500	357,700	411,700
103	311,300	358,200	412,200
104	312,100	358,700	412,700
105	312,900	359,100	413,100
106	313,600	359,500	413,600
107	314,300	359,900	414,100
108	315,100	360,300	414,500
109	315,700	360,700	414,900
110	316,300	361,100	415,400
111	316,800	361,500	415,900
112	317,300	361,900	416,300
113	317,800	362,300	416,700
114	318,200	362,700	417,200
115	318,700	363,100	417,700
116	319,200	363,500	418,100
117	319,600	363,900	418,500
118	320,000	364,300	419,000
119	320,300	364,700	419,400
120	320,600	365,100	419,800
121	320,900	365,500	420,200
122	321,300	365,800	420,700
123	321,600	366,200	421,100
124	321,900	366,600	421,500
125	322,200	367,000	421,900
126	322,600	367,300	422,400
127	322,900	367,700	422,800
128	323,200	368,100	423,200

	129	323, 500	368, 500	423, 600		
	130	323, 900		424, 100		
	131	324, 200		424, 500		
	132	324, 500		424, 900		
	133	324, 800		425, 300		
	134	325, 200		425, 700		
	135	325, 500		426, 100		
	136	325, 800		426, 500		
	137	326, 100		426, 900		
	138	326, 400		427, 300		
	139	326, 800		427, 700		
	140	327, 100		428, 100		
	141	327, 400		428, 500		
	142	327, 700				
	143	328, 000				
	144	328, 300				
	145	328, 600				
	146	328, 900				
	147	329, 200				
	148	329, 500				
	149	329, 800				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		208, 600	242, 300	285, 000	330, 200	453, 000

備考

- 1 この表は、事務及び技術の職務に従事する職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、第11条第1項第2号の規定に基づき、水道局初任給基準表（別表第3）の職種及び試験（選考）欄の「Ⅱ類」の区分の適用を受ける者の給料月額は、別に定めるものを除き、この表の額にかかわらず、213, 800円とする。

イ 水道局給料表(一)

昇格の日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	1
31	1	23	1
32	1	24	1
33	1	25	1
34	2	26	1
35	3	27	1
36	4	28	1

別表第五イの項を次のように改める。

37	5	29	1
38	6	30	1
39	7	31	1
40	8	32	1
41	9	33	1
42	10	34	1
43	11	35	1
44	12	36	1
45	13	37	1
46	14	37	1
47	15	38	1
48	16	38	1
49	17	39	1
50	18	39	1
51	19	40	1
52	20	40	1
53	21	41	1
54	22	42	1
55	23	43	1
56	24	44	1
57	25	45	1
58	26	45	1
59	27	46	1
60	28	46	1
61	29	47	1
62	30	47	2
63	31	48	3
64	32	48	4
65	33	49	5
66	34	50	6
67	35	51	7
68	36	52	8
69	37	53	9
70	38	53	9
71	39	54	9
72	40	54	10
73	41	55	10
74	42	55	10
75	43	56	11

76	44	56	11
77	45	57	11
78	46	57	12
79	47	58	12
80	48	58	12
81	49	59	13
82	50	59	13
83	51	60	13
84	52	60	13
85	53	61	14
86	54	61	14
87	55	61	14
88	56	61	14
89	57	62	15
90	57	62	15
91	58	62	15
92	58	62	15
93	59	63	16
94	59	63	16
95	60	63	16
96	60	63	16
97	61	64	17
98	62	64	17
99	63	64	17
100	64	64	17
101	65	65	17
102	66	65	18
103	67	65	18
104	68	65	18
105	69	66	18
106	70	66	18
107	71	66	19
108	72	66	19
109	73	67	19
110	73	67	19
111	74	67	19
112	74	67	20
113	75	68	20
114	75	68	20

115	76	68	20
116	76	68	20
117	77	69	21
118	77	69	21
119	77	69	21
120	77	69	21
121	78	70	22
122	78	70	22
123	78	70	22
124	78	70	22
125	79	71	23
126	79	71	23
127	79	71	23
128	79	71	23
129	80	72	24
130	80		24
131	80		24
132	80		24
133	81		25
134	81		25
135	81		25
136	82		26
137	82		26
138	82		26
139	83		27
140	83		27
141	83		27
142	84		
143	84		
144	84		
145	85		
146	85		
147	85		
148	86		
149	86		

別表第七の二を次のように改める。

職		管理職手当の区分
別表第六に規定する職務区分一の職	区分一	
別表第六に規定する職務区分二の職	区分二	
別表第六に規定する職務区分三及び四の職	区分三	
給料表(一)の職務の級が五級であつて別表第一の二イの部の一の項に規定する部長の職務の職(別表第六に規定する職を除く。)	区分四	
統括課長及び主任の職の指定等に関する規程(昭和六十一年東京都水道局管理規程第六号)第二条の規定により指定する統括課長の職	区分五	
本庁及び本部の課長	区分六	
本庁及び本部の担当課長	区分七(局長が別に定めるものについては、区分六又は区分八)	
事業機関(本部を除く。)の課長(これに準ずる職を含む。)、担当課長、営業所長、浄水場長、取水管理事務所長、貯水池管理事務所長及び給水事務所長	区分八	
専門課長	区分九	

別表第七の三を次のように改める。

管理職手当の区分	
給料表 水道局給料表(一)	区分一 二八、八〇〇円
	区分二 二七、〇〇〇円
	区分三 二五、二〇〇円
	区分四 二二、九〇〇円
	区分五 二一、五〇〇円
	区分六 二〇、七〇〇円
	区分七 一九、五〇〇円
	区分八 一八、八〇〇円
	区分九 一七、〇〇〇円

別表第七の四を次のように改める。

水道局給料表(一)	給料表 管理 の 区 分 手 当
二、九〇〇円	区分一
二、〇二〇〇円	区分二
一、八八〇〇円	区分三
一、〇七九〇〇円	区分四
八五、〇〇〇円	区分五
七四、三〇〇円	区分六
六九、八〇〇円	区分七
六一、〇〇〇円	区分八
五二、〇〇〇円	区分九

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第6条の5関係)

東京都水道局

所属コード

給

与

簿

(年分)

年 月 日

職員番号	氏 名	職 名	役 号	給 別	生 年 月 日	採 用 月 日	退 職 月 日	現 住 所	住 所 番 号
								市区町村コード	市 区 町 村 名

支給月	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	管理職手当	初任給調整手当	単身赴任手当	超過勤務手当	休日給 勤務手当	夜 勤 手 当	宿日直(課税) 待機手当	寒冷地手当	特殊勤務手当	通 勤 手 当 (課税)	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	支 給 額 計 (課税分)
1月																	
2月																	
3月																	
4月																	
5月																	
6月																	
7月																	
8月																	
9月																	
10月																	
11月																	
12月																	
改 定																	
計																	
電算外																	
総計																	

支給月	厚生年金 保険料	共済短払掛 金	退職等年金 掛金	共済介護掛 金	子ども・子 育て支援掛 金	その他	社会保険料計	課 税 対 象 額	所得税	住 民 税	通勤手当 (非課税)	宿日直手当 (非課税)	児童手当	旅 費	差引支給額
1月															
2月															
3月															
4月															
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
改 定															
計															
電算外															
総計															

所 得 税 算 出		配 偶 者 の 有 無	
税 額	控 除 額	自 己 控 除 額	税 額
所得	控除対象扶養数	自己控除対象扶養数	税 額
障害者数	一 般 特 別	自己控除対象扶養数	税 額
同居者数	一 般 特 別	自己控除対象扶養数	税 額
その他老人扶養数	一 般 特 別	自己控除対象扶養数	税 額
妻 婦 ・ ひ と り 親	一 般 特 別	自己控除対象扶養数	税 額
特 定 扶 養 数	一 般 特 別	自己控除対象扶養数	税 額
差引年税額	一 般 特 別	自己控除対象扶養数	税 額
既徴収税額	一 般 特 別	自己控除対象扶養数	税 額
調整税額	一 般 特 別	自己控除対象扶養数	税 額

年 末 調 整	給与の総額 (除後の金額 調整控除)	給与からの控 除	社会 保 険 料 申告による 控 除 分	小規模企業 共済等掛金	生命保険料	地震保険料	配偶者控除 控除等	配 偶 者 控 除	法定控除額計	課税所得額	年 税 額	住宅借入金等 特 別 控 除	差引年税額	既徴収税額	調 整 税 額
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注)1 「給与の総額」「社会保険料・給与等からの控除分」「既徴収税額」欄の()内には過不足額が表示されている。また、「既徴収税額」「調整税額」欄の上・中・下段は、例月仮年調・給与改定仮年調・本年調時の金額がそれぞれ表示されている。
2 令和4年9月分までは、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第83号)による改正前の地方公務員法第28条の5に基づく再任用短時間勤務職員に限り、表中「共済短払掛金」を「健康保険料」に読み替えて本様式を使用するものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第三十三条の六第二項及び第三十三条の七第一項の規定による届出等は、改正後の規程の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。

（号給の切替え）

3 令和八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において、この規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）別表第一イに掲げる水道局給料表（一）の四級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が附則別表旧号給欄に掲げる号給であるもの（以下「特定職員」という。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表新号給欄に定める号給とする。

（補則）

4 この規程の施行の際、改正前の規程別記様式第一号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

5 附則第三項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表（附則第3項関係）

水道局給料表(一)の4級の適用を受ける特定職員の号給の切替表

旧	号	給	新	号	給
	1			1	
	2			1	
	3			1	
	4			1	
	5			1	
	6			1	
	7			1	
	8			1	
	9			1	
	10			1	
	11			1	
	12			1	
	13			1	
	14			1	
	15			1	
	16			1	
	17			1	
	18			1	
	19			1	
	20			1	
	21			1	
	22			1	
	23			1	
	24			1	
	25			1	
	26			1	
	27			1	
	28			1	
	29			1	
	30			1	
	31			1	
	32			1	
	33			1	
	34			1	
	35			1	
	36			1	
	37			1	
	38			2	
	39			3	
	40			4	
	41			5	
	42			6	
	43			7	
	44			8	
	45			9	
	46			10	
	47			11	
	48			12	
	49			13	
	50			14	
	51			15	
	52			16	
	53			17	
	54			18	

55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61

●東京都水道局管理規程第三十二号

東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 会計年度任用職員勤務時間規程第十二条の二の規定により病気休暇（勤務を割り振られない日を除き、病気休暇を開始する日から順に、所定の勤務日数に応じて、別表第三に定める日数（過去一年間において通算する。）を限度とする。）を承認されている場合（法第二十二条の条件付採用の期間中であること等を理由として法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされていない場合を除く。）

第二十三条第二項第三号中「第十五条第二項第十号」を「第十五条第二項第十一号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第三十二条中「第二項から第五項まで」を「第三項から第六項まで」に改める。

第三十四条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第二十三条第二項第一号から第四号までに掲げる期間及び育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

二 会計年度任用職員勤務時間規程第十二条の二の規定により病気休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない病気休暇がある場合は、局長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）

第三十五条第一項中「一万分の一万六千九百九十二・五」を「一万分の一万九百二十」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に、「第四条の四第三項」を「第四条の四第四項」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「第四条の四第三項」を「第四条の四第四項」に、「前項に」を「第二項に」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、局長が別に定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、前項に規定する割合に、一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ局長が別に定める割合を加えた割合（以下「加算後割合」という。）とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第十五条関係）

日数	所定勤務日数			
	週四日以上	週三日	週二日	週一日
月十五日以上	月十一日から十四日まで	月七日から十日まで	月四日から六日まで	月四日未満
年百六十九日以上	年百二十一日から百六十八日まで	年七十三日から百二十日まで	年四十八日から七十二日まで	年四十八日未満
十日	五日	三日	一日	〇日

附 則

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行し、令和七年十二月一日から適用する。

2 令和八年六月一日の基準日（東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程第十八条に規定する基準日をいう。）に係る勤勉手当に係る勤務期間の算定については、令和七年十二月二日から令和八年三月三十一日までにその期間が終了する東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三号）別表の傷病欠勤は、東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）第十二条の二に規定する病気休暇とみなす。

●東京都水道局管理規程第三十三号

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和七年十二月二十四日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百五」を「百分の百六・二五」に、「百分の九十五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の六十五」を「百分の六十六・二五」に改め、同条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十」を「百分の六十一・二五」に、「百分の九十五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の六十五」を「百分の六十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の八十」を「百分の八十一・二五」に改める。

第五条第二項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、同条第三項中「育児短時間勤務職員等」を「育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている

職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に、「第八号」を「第六号」に、「算出率」を「東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号以下「勤務時間規程」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の期末手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第五条第二項及び第三項並びに別表の規定を除く。）及び次項の規定は令和七年十二月一日から、第五条第二項及び第三項並びに別表の規定は同月二日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

3 令和七年十二月に支給する期末手当に係る改正後の規程第三条の規定の適用については、同条中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百二十七・五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の百七・五」と、「百分の九十六・二五」とあるのは「百分の九十七・五」と、「百分の六十六・二五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「同項の」とあるのは「東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程（令和七年東京都水道局管理規程第三十三号。以下「令和七年一部改正規程」という。）附則第三項の規定により読み替えて適用される前項の」と、「百分の七十一・二五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の六十一・二五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「同項中」とあるのは「令和七年一部改正規程附則第三項の規定により読み替えて適用される第一項中」と、「百分の八十一・二五」とあるのは「百分の八十二・五」とする。

（内 払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の東京都水道局職員の期末手当に関する規程の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

●東京都水道局管理規程第三十四号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和七年十二月二十四日

東京都水道局長 山 口 真

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、局長が別に定める成績率を計算する場合の対象となる者（以下「計算対象職員」という。）に著しい偏りが生じる等の事情により、局長が支給する勤勉手当の額の総額が、第一号、第三号又は第四号に掲げる額のいずれかを超える場合には、それぞれ当該各号に掲げる額の合計額の範囲内とすることができ。

第三条第一号中「百分の百十七・五」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百四十七・五」を「百分の百四十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十八・七五」に改め、同条第二号中「百分の百十七・五」を「百分の百十八・七五」に改め、同条第三号中「百分の五十七・五」を「百分の五十八・七五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十八・七五」に改め、同条第四号中「百分の百十二・五」を「百分の百十三・七五」に改める。

第四条中「第二項から第六項まで」を「第三項から第七項まで」に改める。

第四条の四第一項第一号中「一万分の一萬三千四十」を「一万分の一萬五百六十」に、「一万分の一萬四千九十九」を「一万分の一萬四千三百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の二萬二千」を「一万分の二萬三千五百」に改め、同項第三号中「一万分の二萬四千五百」を「一万分の二萬七千五百」に改め、同項第四号中「一万分の一萬八千五百」を「一万分の二萬五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千六百三十五」を「一万分の九千八百四十」に、「一万分の一萬七千五百」を「一万分の一萬九千」に改め、

同項第六号中「一万分の九千七百五十二・五」を「一万分の九千九百六十」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第八号中「一万分の六千七・五」を「一万分の六千二百三十」に、「一万分の八千五百」を「一万分の九千五百」に改め、同項第九号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の五千三百四十」に、「一万分の七千」を「一万分の八千」に改め、同項第十号中「一万分の五千百七十五」を「一万分の五千四百」に、「一万分の六千五百」を「一万分の七千五百」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の表以外の部分中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第二号から第六号まで又は第八号から第十号までに掲げる職員である者のうち、加算対象職員の成績率は、当該各号に規定する割合に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を加えた割合（以下「加算後割合」という。）とする。

一 前項第二号から第六号までに掲げる職員 一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ局長が別に定める割合

二 前項第八号から第十号までに掲げる職員 一万分の〇以上一万分の六百以下の範囲内でそれぞれ局長が別に定める割合

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条各号列記以外の部分にただし書を加える改正規定並びに第四条及び第四条の四（同条第一項の改正規定を除く。）の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第三条各号及び第四条の四第一項の規定並びに次項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（勤勉手当に関する特例措置）

3 令和七年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の規程第三条の規定の適用については、同条第一号中「百分の百十八・七五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の百三十八・七五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百四十八・七五」とあるのは「百分の百五十」と、同条第二号中「百分の百十八・七五」とあるのは「百分の百二十」と、同条第三号中「百分の五十八・七五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十八・七五」とあるのは「百分の七十」と、同条第四号中「百分の百十三・七五」とあるのは「百分の百十五」とする。

（内 払）

4 この規程による改正前の東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の規定に基づき令和七年十二月に支払われた勤勉手当は、改正後の規程に基づく勤勉手当の内払とみなす。

行 東 京 都
発 東京都市新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 九〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

